

## 市が実施している交通サービス支援

### ■津市視覚障害者タクシー料金助成事業

津市障害者等交通サービス支援事業と同時に利用することはできません。毎年申請が必要です。

**対象となる人** 市内に住所のある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の視覚障がい1級に該当し、かつ所得税非課税の人

**助成額** 申請月から、600円の乗車券を1カ月につき4枚

### ■津市障害者等交通サービス支援事業

津市視覚障害者タクシー料金助成事業または特別支援教育就学奨励制度と同時に利用することはできません。

**対象となる人** 市内に住所があり、通院・通学の

ために、タクシーや自家用車、公共交通機関を月1回以上利用し、次のいずれかに該当する所得税非課税の人。ただし、障がい児については、保護者が所得税非課税の人。

- ①身体障害者手帳1級または2級
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級

#### 対象とならない場合

- ▶上記の①～③に該当しなくなったとき
- ▶所得税が課税となったとき
- ▶精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたとき
- ▶入院または施設に入所したとき

**助成額** 通院、通学1回につき1,000円(1カ月につき4回まで)

## 精神に障がいのある人へ(精神通院)

### 自立支援医療受給者証の更新手続きをお忘れなく

自立支援医療受給者証を持っている人は、精神疾患の治療のために、医療機関(調剤・訪問看護・デイケアを含む)で外来治療を受ける場合、保険診療に要した医療費の自己負担額が1割になります。ただし、所得に応じて一定の自己負担上限額があります。

自立支援医療受給者証には有効期限があり、更新手続きは有効期限の3カ月前からです。有効期

限は受給者証に記載されていますので、有効期限を確認し、忘れずに更新手続きをしましょう。

#### 更新手続き

現在持っている自立支援医療受給者証と印鑑(スタンプ印を除く)、保険証を持参してください。診断書が必要な場合がありますので、お問い合わせください。



## 視覚に障がいのある人のためのサービス

### ■声の広報

身体障害者手帳の障がいの程度が、視覚障がい1級または2級で18歳以上の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「つ社協だより」「暮らしの情報」を収録したCD(カセットテープ)を郵送します。

### ■日常生活用具給付事業

重度の視覚障がいのある人が日常生活を容易に送れるよう、音声式体温計、盲人用時計、活字文書読み上げ装置、ポータブルレコーダーなどを給付します。

### ■点字シール

市からの郵便物に、課名および問い合わせ先(電話番号)が分かる点字シールを貼り付けます。

### ■自立歩行生活訓練事業

重度の視覚障がいのある人の自立生活に向けた、白杖歩行や点字などの訓練を行います。

利用を希望する人は、障がい福祉課へお問い合わせください。